答 弁 第 四 一 号平成十六年三月二十三日受領

内閣衆質一五九第四一号

平成十六年三月二十三日

内閣総理大臣 小泉純一 郎

衆 議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員前田雄吉君提出過去十年の検事・判事の退官後、 顧問職等の民間関係先の開示に関する質問に

対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員前田雄吉君提出過去十年の検事・判事の退官後、 顧問職等の民間関係先の開示に関する質

問に対する答弁書

## 一及び二について

検事の退官後の再就職状況は、公務を離れた個人に関する情報であり、一般に政府として把握すべき立

場にない。検事は、 法曹資格を有することから、一般的には、退官後、弁護士等になる例がほとんどであ

ると考えられるところ、検事を退官した者が弁護士等としていかなる活動を行っているかについては、一

般に政府として把握しているわけではなく、答弁することができない。

また、 判事の退官後の再就職状況に関するお尋ねについては、 裁判所において判断されるべきものであ

り、政府として答弁する立場にない。